

社会保障審議会生活保護基準部会報告書の概要

平成 25 年 1 月 18 日
社会保障審議会生活保護基準部会

1. 基準部会の役割と検証概要

(1) 基準部会の設置

- 生活扶助基準は、生活保護制度の在り方に関する専門委員会報告書（平成 16 年）において、一般低所得世帯の消費実態と均衡が図られているか 5 年に一度検証を行う必要があるとされた。
- 生活扶助基準に関する検討会（平成 19 年）に引き続き、平成 23 年に常設部会として生活保護基準部会を設置し、国民の消費動向、特に低所得世帯の生活実態を勘案しながら検証を実施。

(2) 今回の検証方法に至る経緯と今回の部会の役割

- 今回、本部会としては、年齢階級別、世帯人員別、級地別に基準額と消費実態の乖離を詳細に分析し、様々な世帯構成に展開するための指数について検証を行った。

(3) 検証方針と検証概要

- 平成 19 年検証の報告では、生活扶助基準の評価・検証を適切に行うためには、国民の消費実態を収入階級別、世帯人員別、年齢階級別、地域別などの様々な角度から詳細に分析することが適当であると指摘されている。
- 今回の検証においては、生活扶助基準と対比する一般低所得世帯として年間収入階級第 1・十分位層を設定した。
- その上で、これまでの水準の検証における考え方もふまえ、仮に第 1・十分位の世帯の全てが生活保護を受給した場合の平均が均等であるという条件のもとに、体系並びに級地に係る消費の実態を反映した水準と現行基準額の水準の相対関係を評価している。

2. 検証に使った統計データ

- 検証では「平成 21 年全国消費実態調査」の個票データを用いた。
- 第 1・十分位の世帯を用いた理由は以下のとおり。
 - ① 生活保護受給世帯と隣接した一般低所得世帯の消費実態を用いることが現実的であると判断したこと
 - ② 平均消費水準は、中位所得階層（第 3・五分位）の約 6 割に達していること
 - ③ 必需的な耐久消費財の普及状況が、中位所得階層と比べて概ね遜色なく充足されていること
 - ④ 全所得階層における年間収入総額に占める第 1・十分位の構成割合はやや減少傾向ではあるものの、高所得階層を除くその他の十分位の傾向をみても等しく減少しており、特に第 1・十分位が減少しているわけではないこと
 - ⑤ OECD の国際的基準によれば、第 1・十分位の大部分は相対的貧困線以下にあることを示していること
 - ⑥ また、各十分位間のうち、第 1・十分位と第 2・十分位の間において消費が大きく変化しており、他の十分位の世帯に比べて消費の動向が大きく異なると考えられること

3. 検証手法

(1) 生活扶助基準の体系(年齢・世帯人員)

ア 年齢階級別の基準額の水準

- 今回の検証では 10 代以下の複数人世帯のデータも用いて、10 代以下も含めた各年齢階級の消費水準を計測できるよう回帰分析を採用。

イ 世帯人員別の基準額の水準

- 第 1 類費相当支出及び第 2 類費相当支出ごとに、各世帯人員別の平均消費水準を指数化し、現行の基準額と比較した。

(2) 生活扶助基準の地域差

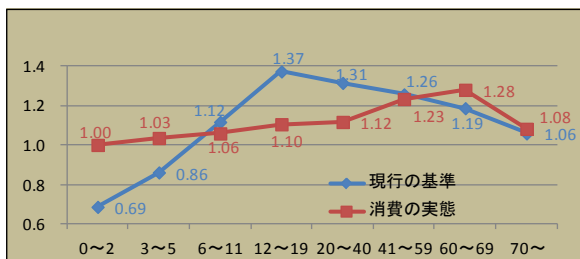
- 平成19年検証の考え方をういて集計データより直接平均値を求め、各級地別に1人当たり生活扶助相当の平均消費水準を指数化したものと、現行の基準額と比較した。

4. 検証結果と留意事項

(1) 検証結果

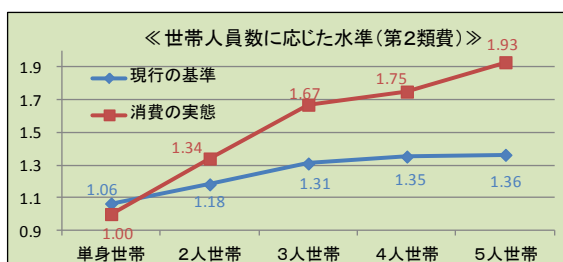
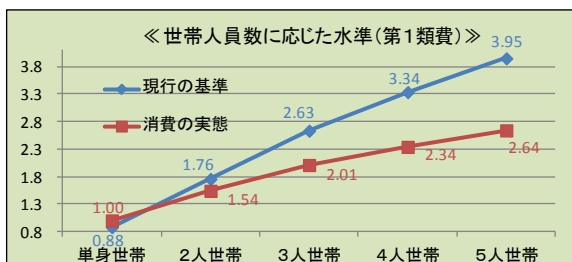
ア 年齢階級別（第1類費）の基準額的水準

- 第1類費と消費実態とでは、各年齢階級間の指数に乖離が認められた。



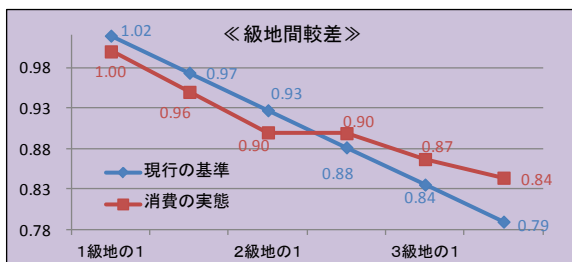
イ 世帯人員別（第1類費及び第2類費）の基準額的水準

- 第1類費と消費実態の指数を比べると、世帯人員が増えるにつれて乖離が拡大する傾向が、第2類費と消費実態の指数を比べると、世帯人員が増えるにつれて乖離が拡大する傾向が認められた。



ウ 級地別の基準額的水準

- 消費実態の地域差の方が小さくなっている。



エ 年齢・世帯人員・地域の影響を考慮した場合の水準

- 現行の基準額（第1類費、第2類費、冬季加算、児童養育加算、母子加算）と検証結果を完全に反映した場合の平均値を個々の世帯構成別にみると、現行の基準額に対する各要素の影響は次のとおり。世帯員の年齢、世帯人員、居住する地域の組み合わせにより、各世帯への影響は様々である。

	年齢	世帯人員	地域	合計
夫婦子1人	△2.9%	△5.8%	0.1%	△8.5%
夫婦子2人	△3.6%	△11.2%	0.2%	△14.2%
高齢単身	2.0%	2.7%	△0.2%	4.5%
高齢者夫婦	2.7%	△1.9%	0.7%	1.6%
若人単身(20~50代)	△3.9%	2.8%	△0.4%	△1.7%
母子1人の母子	△4.3%	△1.2%	0.3%	△5.2%

- 厚生労働省において生活扶助基準の見直しを検討する際には、検証結果を考慮し、その上で他に合理的説明が可能な経済指標などを総合的に勘案する場合はそれらの根拠についても明確に示され

たい。なお、現在生活保護を受給している世帯及び一般低所得世帯へ見直しが及ぼす影響についても慎重に配慮されたい。

(2) 検証結果に関する留意事項

- 今回の検証により、個々の世帯を構成する世帯員の年齢、世帯人員、居住する地域の様々な組み合わせによる生活扶助基準の妥当性について、きめ細かな検証が行われた。
- しかし、これらの組み合わせによる基準の展開の相違を消費実態に合わせたとしても、なお、その値と一般低所得世帯の消費実態との間には、世帯構成によってさまざまに異なる差が生じうる。こうした差は金銭的価値観や将来見込みなどは個人により異なり、消費に影響を及ぼす多様な要因により生ずると考えられる。しかし、具体的にどのような要因がどの程度消費に影響を及ぼすかは現時点では明確に分析できないことなどから、全ての要素までは分析・説明に至らなかった。
- 今回の手法についても専門的議論の結果得られた透明性の高い一つの妥当な手法である一方、これが唯一の手法でもない。今後、政府部内において具体的な基準の見直しを検討する際には、今回の検証結果を考慮しつつも、同時に検証方法について一定の限界があることに留意。
- これまで生活扶助基準検証の際参照されてきた一般低所得世帯の消費実態については、第1・十分位の所得分布における動向に留意しつつ、なお今後の検証が必要である。
- 基準額の見直しによる影響の実態を把握し、今後の検証の際には参考にする必要がある。
- 加算制度及び他の扶助制度についても、統計データの収集方法、検証手法の開発等について本部会において速やかに検討を行うべきである。

5. 勤労控除の在り方及び生活扶助基準におけるスケールメリット等

- 特別控除は、臨時的就労関連経費の補填という目的、役割はすでに終えているとの意見があった。
- 期末一時扶助にもスケールメリットをきかせることは合理的である。